

八雲町広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八雲町が所有又は発行する各種の広告媒体（以下「広告媒体」という。）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 八雲町の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。
ただし、ホームページへの広告掲載は、広告を掲載する者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(規制業種又は事業者)

第3条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「風俗営業」及びそれに類似する業種
- (2) 消費者金融
- (3) たばこ製造業
- (4) 法律の定めのない医療行為を行う業種
- (5) 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に定める暴力団に関する者
- (6) 訪問販売等に関する法律（昭和51年法律第57号）に規定する「通信販売」、「訪問販売」にかかるもの（特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第30条に規定する「通信販売協会」に加盟している者を除く。）
- (7) 利殖を目的とした投資・投機のあっせん、勧誘、募集等を専ら行う事業者
- (8) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う者
- (9) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (10) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者

(広告の範囲)

第4条 広告媒体に掲載できる広告は、町の広告媒体としての品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、町民に不利益を与えないものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令、条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
 - ア 個別法により表現内容等の禁止事項に抵触するもの（医療法（昭和23年法律第205号）、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）等）
 - イ 無認可商品、粗悪品等の不適切な商品、サービス等を提供するもの
 - ウ いわゆるマルチ商法、S F商法等に関連するもの
 - エ 虚偽の内容又は誤認されるおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
 - ア 反社会的な行為を誘発したり助長したりするもの
 - イ 非科学的又は迷信に類するもので、社会不安を与えるおそれのあるもの

- ウ いかがわしい表現又は乱暴な文言を用いたもの
 - エ 個人、特定の団体等を誹謗中傷するもの
 - オ 人権侵害、差別又は名誉棄損のおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関わるもの
- ア 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）に抵触するもの
 - イ 政党等の講演会等に関するもの
 - ウ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - オ 宗教、義援金募集等による宗教活動に類するもの
 - カ 個人又は団体等の名刺広告
 - キ 個人又は団体等の主義主張に関するもの
- (4) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- ア いたずらに投機心、射幸心をあおるもの、又はそのおそれがあるもの
 - イ 人材募集に見せかけて、商品、材料、機材等の売り付け又は資金集めを目的としているもの
 - ウ 信用毀損、業務妨害となるおそれのあるもの
 - エ 債権取立て、示談引受けなどをうたつたもの
- (5) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの
- ア 残酷な描写又は善良な風俗に反するような表現のもの
 - イ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
 - ウ ギャンブル等を推奨するもの
 - エ 水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの
- (6) 町が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
- ア 町が広告主を支持し、又はその商品やサービスなどを推奨し、若しくは保証しているかのような表現のもの
- (7) 誇大広告及び不当表示、その他表現が適切でないもの
- ア 不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）による誇大広告の制限に抵触するもの
 - イ 氏名、肖像等本人に無断で使用したもの、又は明らかに模倣・盗作とみなされるもの
 - ウ 広告主が扱う商品等の金額のみを、広告全体を使って過度に大きく表示するようなもの
- (8) 掲載することが好ましくないと町長が判断するもの
- ア 町の広告事業の円滑な運営に支障をきたすおそれがあるもの
 - イ 責任の所在が明確でないもの
 - ウ 広告自体の内容が明確でないもの
 - エ 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘又はあっせんの疑いのあるもの
 - オ デザイン及び色彩が著しくけばけばしいなど、紙面及びホームページ等との調和を損ない、又は公衆に不快の念をいだかせるおそれがあるもの
 - カ その他、掲載することが好ましくないとして町長が判断するもの
- 2 前項の規定は、広告媒体に掲載する広告からのリンク先として広告主が指定するホームページ等の内容についても準用する。

（広告媒体の種類、概要、広告の規格、掲載料金等）

第 5 条 広告掲載を行う広告媒体の種類及び概要、広告の規格、掲載料金等は、次のとおりとする。

(1) 町広報紙

- ①名称 広報やくも各月号
- ②発行日 毎月 5 日
- ③配布範囲 八雲町全世帯
- ④広告の規格及び掲載位置
縦 10.0 cm × 横 17.0 cm
縦 5.0 cm × 横 17.0 cm
縦 5.0 cm × 横 8.5 cm
縦 5.0 cm × 横 2.0 cm

広告の掲載は 1 広告につき 1 枠とし、掲載位置は町長が決定する。

⑤広告掲載料金

広告の掲載料金は 1 回につき、次のとおりとする。

掲載サイズ	町内業者	町外業者
縦 10.0 cm × 横 17.0 cm	20,570 円	41,140 円
縦 5.0 cm × 横 17.0 cm	10,280 円	20,570 円
縦 5.0 cm × 横 8.5 cm	5,140 円	10,280 円
縦 5.0 cm × 横 2.0 cm	1,540 円	3,080 円

注) 町外業者とは、町内に本店、支店、営業所又はその他事業所等を有しない業者等をいう。

(2) ホームページ

- ①名称 八雲町公式ホームページ（八雲総合病院及び八雲町熊石国保病院ホームページを含む）
- ②広告の規格及び掲載位置
天地 60 ピクセル
左右 160 ピクセル
10 キロバイト以内
GIF 形式（動画不可）
- ③広告の掲載は 1 広告につき 1 枠とし、掲載位置は町長が決定する。
- ④広告掲載料金

広告の掲載料金は 1 枠当たり月額 5,140 円とする。ただし、八雲町内に本店、支店、営業所又はその他事業所等を有しない申請者については、1 枠当たり月額 10,280 円とする。

(3) 封筒

- ①名称 八雲町庁用封筒
- ②封筒の種類 角 2 型、長 3 型（定型）、長 40 型（定型）
- ③1 回の作成枚数 各 10,000 部以上
- ④広告の規格及び枠数、掲載位置
角 2 型 縦 8.0 cm × 横 20.0 cm 3 枠
長 3 型 縦 7.0 cm × 横 10.0 cm 2 枠
 縦 5.0 cm × 横 10.0 cm 3 枠
長 40 型 縦 7.0 cm × 横 10.0 cm 1 枠

広告の掲載は 1 広告につき 1 枠、掲載位置は封筒の裏面とし町長が決定する。

⑤広告掲載料金

広告の掲載料金は1回の印刷につき、1枚当たり次のとおりとする。

掲載サイズ	町内業者	町外業者
縦8.0cm×横20.0cm	52,450円	104,910円
縦7.0cm×横10.0cm	21,600円	43,200円
縦5.0cm×横10.0cm	15,420円	30,850円

注) 町外業者とは、町内に本店、支店、営業所又はその他事業所等を有しない業者等をいう。

(4) 電光表示盤

①名称 電光盤観光案内基

②広告の規格及び掲載時間

規格 1画面縦6文字以内、2列以内とし、最大4画面

掲載時間 午前7時から午後9時

③広告掲載料金

広告の掲載料金は1箇月につき、1画1,020円とする。ただし、掲載期間が15日未満のときは510円とし、15日以上1箇月未満の場合は1,020円とする。

④広告掲載件数

広告の掲載は、電光表示の効果や公共広告の掲載を考慮し、1箇月5件以内とする。

(広告掲載の申込)

第6条 広告主は、広告掲載申込書（別記様式第1号。以下「申込書」という。）に紙又はデジタルデータ（ただし、ホームページへの広告はデジタルデータのみ。）による広告原稿を添えて、指定する期日（別表1）までに町長に提出するものとする。

2 広告原稿の作成に要する経費は、申請者の負担とする。

(広告掲載の決定)

第7条 町長は、前条の規定に基づく申込書を受理したときは、広告の内容、デザイン等について法令、要綱等に基づき審査し、掲載の可否を決定するものとする。この場合において、広告の内容、デザイン等が法令等に違反し、又はそのおそれがあると判断したときは、広告主に対して広告の内容、デザイン等の変更を求めることができる。

2 町長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を広告掲載（非掲載）決定通知書（別記様式第2号）により広告主に通知するものとする。

3 広告掲載可否の決定は、広告主が多数の場合は、先着順とする。

(広告の校正等)

第8条 掲載広告の色校正等は、町に一任するものとし、町は色調などの違いに責任を負わないものとする。

(広告掲載料の納入)

第9条 広告主は、町長の指定する日までに、町が発行する納入通知書により広告掲載料を納入するものとする。

(広告掲載料の還付)

第 10 条 広告掲載料は還付しない。ただし、町の都合により広告の掲載ができなくなつた場合は還付することができる。

(広告主の責任等)

第 11 条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを町に対して保証するものとする。
- 3 第三者から、広告に関連して苦情の申立て、又は損害賠償の請求等がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならないものとする。

(免責事項)

第 12 条 広告主は、以下の事由により広告の掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾し、広告掲載停止による広告掲載料金等の返還、損害の賠償等を町に請求しないこととする。

- (1) 町のサーバー、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等のための停止
 - (2) 火災及び地震、水害、落雷等の天災やその他通信回線等の事故、障害による停止
 - (3) その他、町の責めに帰さない事由による停止
- 2 町は、広告主が広告掲載に関して損害を生じた場合について、その原因の如何に関わらず賠償する責任を負わないものとする。

(所掌事務)

第 13 条 広告掲載の募集、申込みの受付、広告掲載可否の決定、広告掲載料の収納及び広告の掲載については、広告媒体を所管する課等において行う。

(個別の基準)

第 14 条 広告媒体の性質に応じて、広告の内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成するものとする。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(八雲町広報紙広告掲載取扱要綱の廃止)

- 2 八雲町広報紙広告掲載取扱要綱（平成 19 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。

(八雲町電光盤観光案内基広告掲載取扱要綱の廃止)

- 3 八雲町電光盤観光案内基広告掲載取扱要綱（平成 19 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。

(八雲町ホームページ広告掲載取扱要綱の廃止)

4 八雲町ホームページ広告掲載取扱要綱（平成20年1月1日施行）は、廃止する。

(八雲町庁用封筒広告掲載取扱要綱の廃止)

5 八雲町庁用封筒広告掲載取扱要綱（平成21年6月18日施行）は、廃止する。

(八雲総合病院ホームページ広告掲載取扱要綱の廃止)

6 八雲総合病院ホームページ広告掲載取扱要綱（平成23年12月15日施行）は、廃止する。

(経過措置)

7 この要綱施行の際に改正前の八雲町広報紙広告掲載取扱要綱、八雲町電光盤觀光案内基広告掲載取扱要綱、八雲町ホームページ広告掲載取扱要綱、八雲町庁用封筒広告掲載取扱要綱、八雲町総合病院ホームページ広告掲載取扱要綱の規定により、広告掲載の許可を受け、広告掲載料の納付をしているものについては、なお従前の例による。

別表1（第6条関係）

広告媒体	申込期日
町広報紙	掲載を希望する月の前月の15日
ホームページ	掲載を希望する月の前月の15日
封筒	町長が指定する期日
電光表示盤	掲載を希望する日の14日前

様式第1号（第6条関係）

八雲町広告掲載申込書

年 月 日

八雲町長様

申込者 住所(所在地) _____

氏名(名称) _____ (印)

電話番号 _____

FAX番号 _____

E-mail _____

担当者氏名 _____

八雲町広告掲載取扱要綱第6条の規定に基づき、広告原稿を添えて、下記のとおり申し込みます。

記

1 広告媒体

2 広告の大きさ

3 広告掲載希望日（希望月、希望月号）

注 広告原稿は返却いたしませんのでご留意願います。

※広告媒体ごとに適宜、必要な項目を追加して使用するものとする。

様式第2号（第7条関係）

広告掲載（非掲載）決定通知書

年　　月　　日

様

八　雲　町　長

年　　月　　日付けで申込のありました八雲町〇〇〇への広告掲載について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 決定の区分

- 掲載する
 掲載しない

(掲載しない理由)

2 広告掲載日（希望月、希望月号）

※広告媒体ごとに適宜、必要な項目を追加して使用するものとする。